

貯蓄預金 **新規取扱終了商品**

(2023年7月3日現在)

1. 商品名（愛称）	貯蓄預金（きりしん新貯蓄預金）
2. ご利用いただける方	個人のお客さま
3. 期間	期間の定めはありません。
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	随時お預け入れいただけます。 1円以上 1円単位
5. 払戻方法	随時払い戻しできます。
6. 利息 (1) 適用利率  (2) 利払い方法  (3) 計算方法	変動金利 10万円未満、10万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。 毎年2回（2月・8月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 （ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払します。） 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位100円とした1年を365日とする日割計算とします。
7. 税金	20%（国税15%、地方税5%）（ただしマル優ご利用の場合は除きます） ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税（0.315%）が追加課税されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	マル優のお取り扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。またお客さまから上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・ 総合口座のお取り扱いはできません。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）